

青森県報

号外第八十六号

平成二十九年
十月十六日
(月曜日)

目 次

○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……	(人事課) …… 二
○青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……	(農村整備課) …… 四
○青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……	(同) …… 四
○青森県不動産特定共同事業許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例……	(建築住宅課) …… 五

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(2)中「達する日」の下に「（以下「一歳六か月到達日」という。）（第二条の四に規定する場合に該当する場合にあつては、二歳に達する日）」を加え、同号口中「の一歳に」を「が一歳に」に改める。

第二条の三第二号中「この条において」を削り、同条第三号中「が一歳六か月に達する日」を「の一歳六か月到達日」に改める。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又

は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において配偶者育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第七号中「場合」の下に「又は第二条の四に規定する場合」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に、「翌年度」を「翌年度の初日」に改める。

第五条第一項中「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「農村総合整備事業、」及び「産地づくり支援水田高度利用促進事業」を削り、「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県不動産特定共同事業許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県不動産特定共同事業許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県不動産特定共同事業許可申請手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県不動産特定共同事業許可申請手数料等徴収条例

第一条中「平成六年法律第七十七号」の下に「。以下「法」という。」を、「許可」の下に「並びに法第四十一条第一項の規定による小規模不動産

特定共同事業の登録及び同条第三項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録の更新」を加える。

第二条を次のように改める。

（手数料の納入）

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

一 法第三条第一項の規定による不動産特定共同事業の許可を受けようとする者 不動産特定共同事業許可申請手数料 八万円

二 法第四十一条第一項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者

小規模不動産特定共同事業登録申請手数料 六万円

三 法第四十一条第三項の規定による小規模不動産特定共同事業の登録の更新を受けようとする者

小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料 六万円

第三条（見出しを含む。）中「不動産特定共同事業許可申請手数料」を「手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭